





委員会との交渉、地元選出議員への要請行動を展開した。二月六日には「国鉄分割・民営化、地方交通線廃止に反対し、国民の足を守ろう」、「義務教育の地方転換、学校給食の民営化・私学助成の削減反対、四〇人学級を早期に実現しよう」、「生活関連補助金・補助率の削減・地方行革に反対し、地方行財政を確立しよ」のスローガンを掲げ、国鉄、教育、地方行財政という行革の三本柱をメインに、八五国民春闘勝利、臨調行革反対集会が東京都体育館で開かれた。この集会は、各地方から積み上げてきたキャラバン宣伝などの臨調行革反対行動の集約点として、全国各地から、公労協、公務員共闘、民間の各単産から約八〇〇〇人が参加して、開催された。

三月一八日、ITF（国際運輸労連）は東京において「日本の鉄道労働者を支援する連帶会議」を開いた。会議は、「公共の全国交通システムの破壊政策に各國の労働者が直面しており、日本の攻撃がもつともさし迫ったものになつてゐる」との共通認識のもとで開かれた。ITF内陸運輸部長のブライアース氏は、「この会議の目的は国鉄解体などの政策をとつてゐる日本政府に、これを改めるよう申し入れるとともに、自らの暮らしと鉄道産業を破壊から守る決意を警告するため」とあいさつした。会議では、「分割・民営化反対決議」「損害賠償に関する決議」「人勧を即時完全実施するよう求める決議」「鉄道交通の発展に関する決議」などを採択した。そして、ITF会長をはじめ外國代表は、一八日に労働大臣、運輸大臣、国鉄総裁と会談し、申し入れを行つた。

### 三 地方交通線の廃止計画と廃止反対闘争

#### 特定地方交通線の廃止

全国各地の地方交通線が国鉄経営から分離されていった時期は、第一臨調が発足し、国鉄改革の方向を定めていった時と重なつてゐた。第二臨調の基本答申の国鉄改革の方向は、国鉄が経営するには鉄道特性の發揮ができる分野に特化すべきだということであるから、地方交通線の廃止は促進する方針であった。さらに、国鉄再建監理委員会の第一次緊急提言（八三年八月二日）および第二次緊急提言（八四年八月一〇日）のいずれも、地方交通線を国鉄経営から分離し、バス転換、第三セクター転換・私鉄への譲渡の早期実施を強調していた。国鉄の「経営改善計画の変更」についての監理委員会の意見も、予定どおりの地方交通線対策の実行を求めていた。

こうしたなかで、特定地方交通線の廃止反対運動もあって、地元との協議は最初の一、二年はバス転換等がすすまなかつたが、八四年、八五年になつて急速に協議が整い、バス転換または第三セクター転換等が決定し、八五年七月末現在で転換を完了した線は三〇線三〇・五キロであり、転換の方向づけを決定した線は七線一二三七線キロとなつた。

ところが、八五年一月一〇日に国鉄独自再建案として「経営改

革のための基本方策」が発表されたが、そこでの地方交通線対策

として次のような新方針を打ち出したのである。すなわち、今後八六年度末までに「すべての特定地方交通線の転換をめざして取り組むとともに特定地方交通線以外の存続地方交通線について、より効率化を図るために、八九年度末までに個別に国鉄全額出資による株式会社を設立し、それぞれの経営理念のもと地域の実情に適合した運営を行うこととする。その際、線区の性格、輸送実績等を考慮して二〇線区は当面直営とし、残る七〇線区を株式会社とする」とした。この案を批判した監理委員会は、赤字地方交通線の一一律切り捨ては知恵がない、と述べた。この見解はそれまでに監理委員会の提言内容とは異なり、何らかの形で地方交通線を開いた。

国鉄に残すことを見抜いていた。第2次特定地方交通線の廃止は八二年一月に運輸大臣へ承認申請を行つたが、第二次特定地方交通線の廃止は八三年六月上旬に終え、二八三年度の運動方針で次のように決定した。

① 第二次廃止予定線の闘いは、第一次予定線での闘いの教を基礎にし、第一次と第二次の結合した闘いを組織する。

② 知事の意見書は第一次の場合軽視されたので、これを出させないよう全力をあげる。

③ 協議会設置を徹底的に返上させるよう自治体に要請する。

④ 地方線廃止反対の闘いは、臨調答申にその基本があることを確認し、組織活動、教育活動を強化する。

⑤ 第二次廃止予定宣伝の関係自治体との対話意見書のとりつけを「分割・民営化」反対の意見書とセットにして進める。

⑥ 総評が提起している「一方力所対話集会・セミナーなどの開催を積極的に進めることも、隨時対話集会」との結合をはかるとある。

⑦ 国会請願、抗議行動など闘いの節々で中央行動を展開する。

國勞は八四年四月三日、「国民のための国鉄を再建する全国交流集会」を開いており、集会では運賃値上げ反対、地方交通線廃止反対、国鉄分割・民営化反対を掲げていた。集会には、特定地方交通線の第一次廃止対象線区で闘つている代表をはじめ、二〇〇〇人が参加した。交流会では、廃止線区に選定されて以来の闘いの経験が報告された。

木原線の代表は、「乗車運動で地方協議会は三度目の協議中断に入っている。しかし当局は、第三セクター・バス転換への計画を進めしており、楽観できない。幅広い参加で問題の本質をストレートに言えないこともあり、社・共など政党の独自宣伝が必要だ」と問題提起した。倉吉線の代表は、「乗車運動のできない線区もある。守る会会长は市長を置くなど自治体との連携が重要だ。

面がある。地域共闘依存型か企業内だけの運動型か、いずれかに偏向し、地域共闘の仲間から「國勞は何をするのか、何をしてくれるのか」という疑問も出されている。地域住民や利用者と国鉄労働者の要求の統一についての取り組みが不十分なことから、合理化反対闘争と国鉄の民主的再建闘争がかたたく結びあつてすすめられない。そこには、企業主義が根強く残っている。

「地域との共闘と國勞の職場の闘いが正しく結合されていない面がある。地域共闘依存型か企業内だけの運動型か、いずれかに偏向し、地域共闘の仲間から「國勞は何をするのか、何をしてくれるのか」という疑問も出されている。地域住民や利用者と国鉄労働者の要求の統一についての取り組みが不十分なことから、合理化反対闘争と国鉄の民主的再建闘争がかたなく結びあつてすすめられない。そこには、企業主義が根強く残っている。

國鉄は、第三次特定地方交通線廃止については、一二線三三八・九キロを選定し、八六年四月七日運輸大臣に承認申請を行つた。

四 線区別運賃制の導入計画

一九八四年には、兼ねてから計画されていた線区別運賃制の導入が具體化し、大きな問題となつた。八一年から実施された「経営改善計画」において線区別運賃導入が次のように計画されてい

た。

すでに述べたように、国鉄当局は八二年一月に「第二次特定地方交通線」の廃止申請を運輸省に提出した。運輸省は関係一七道県知事に意見書の提出を求めていた。各道県は第一次の時に無視された経緯があるため、意見書の提出に反対の姿勢を堅持して、運輸省は意見書にものとし、その後、政治的圧力によつて五月二七日の福岡県を最後に、

全関係知事が意見書を提出するに至つた。運輸省は意見書とともに現地調査と自治体等からのヒヤリングを六月上旬に終え、二二日に承認保留の六線区（岩泉線、名松線、天北線、名寄線、池

北線、標津線）を除き、廃止を承認した。

また、第一次特定地方交通線のうち輸送密度が二〇〇〇人を越えていた本原線、若桜線、信楽線の三線六〇・九キロは協議を中心断していたが、八六年七月未現在、この三線と角館線以外の第一次特定地方交通線はすべてバス、第三セクター、地方鉄道への転換が完了した（角館線は八六年一月一日に第三セクターに転換された）。

国勞の八四年度運動方針には真岡線などで実施された「費用・便益計算」の調査結果をもとに、廃止基準の見直し要求を進めるという新しい方針が盛り込まれていた。しかし、この時期は国勞に対する攻撃が激しさを増し、地域での取り組みに十分な力を發揮できなかつたことも確かである。第二次特定地方交通線の協議会開催について、頑強に開催反対を貫いてきた北海道も協議会発足を余儀なくされた線区が幾つか出た。

八五年度の国勞の運動方針は、国勞の地域闘争の問題点として、次のような指摘をしていた。

「地域との共闘と國勞の職場の闘いが正しく結合されていない面がある。地域共闘依存型か企業内だけの運動型か、いずれかに偏向し、地域共闘の仲間から「國勞は何をするのか、何をしてくれるのか」という疑問も出されている。地域住民や利用者と国鉄労働者の要求の統一についての取り組みが不十分なことから、合理化反対闘争と国鉄の民主的再建闘争がかたなく結びあつてすすめられない。そこには、企業主義が根強く残っている。

「地域との共闘と國勞の職場の闘いが正しく結合されていない面がある。地域共闘依存型か企業内だけの運動型か、いずれかに偏向し、地域共闘の仲間から「國勞は何をするのか、何をしてくれるのか」という疑問も出されている。地域住民や利用者と国鉄労働者の要求の統一についての取り組みが不十分なことから、合理化反対闘争と国鉄の民主的再建闘争がかたなく結びあつてすすめられない。そこには、企業主義が根強く残っている。

國鉄は、第三次特定地方交通線廃止については、一二線三三八・九キロを選定し、八六年四月七日運輸大臣に承認申請を行つた。

「地域との共闘と國勞の職場の闘いが正しく結合されていない面がある。地域共闘依存型か企業内だけの運動型か、いずれかに偏向し、地域共闘の仲間から「國勞は何をするのか、何をしてくれるのか」という疑問も出されている。地域住民や利用者と国鉄労働者の要求の統一についての取り組みが不十分なことから、合理化反対闘争と国鉄の民主的再建闘争がかたなく結びあつてすすめられない。そこには、企業主義が根強く残っている。

國鉄は、第三次特定地方交通線廃止については、一二線三三八・九キロを選定し、八六年四月七日運輸大臣に承認申請を行つた。

「地域との共闘と國勞の職場の闘いが正しく結合されていない面がある。地域共闘依存型か企業内だけの運動型か、いずれかに偏向し、地域共闘の仲間から「國勞は何をするのか、何をしてくれるのか」という疑問も出されている。地域住民や利用者と国鉄労働者の要求の統一についての取り組みが不十分なことから、合理化反対闘争と国鉄の民主的再建闘争がかたなく結びあつてすすめられない。そこには、企業主義が根強く残っている。

國鉄は、第三次特定地方交通線廃止については、一二線三三八・九キロを選定し、八六年四月七日運輸大臣に承認申請を行つた。

「地域との共闘と國勞の職場の闘いが正しく結合されていない面がある。地域共闘依存型か企業内だけの運動型か、いずれかに偏向し、地域共闘の仲間から「國勞は何をするのか、何をしてくれるのか」という疑問も出されている。地域住民や利用者と国鉄労働者の要求の統一についての取り組みが不十分なことから、合理化反対闘争と国鉄の民主的再建闘争がかたなく結びあつてすすめられない。そこには、企業主義が根強く残っている。

國鉄は、第三次特定地方交通線廃止については、一二線三三八・九キロを選定し、八六年四月七日運輸大臣に承認申請を行つた。

「地域との共闘と國勞の職場の闘いが正しく結合されていない面がある。地域共闘依存型か企業内だけの運動型か、いずれかに偏向し、地域共闘の仲間から「國勞は何をするのか、何をしてくれるのか」という疑問も出されている。地域住民や利用者と国鉄労働者の要求の統一についての取り組みが不十分なことから、合理化反対闘争と国鉄の民主的再建闘争がかたなく結びあつてすすめられない。そこには、企業主義が根強く残っている。

國鉄は、第三次特定地方交通線廃止については、一二線三三八・九キロを選定し、八六年四月七日運輸大臣に承認申請を行つた。

「地域との共闘と國勞の職場の闘いが正しく結合されていない面がある。地域共闘依存型か企業内だけの運動型か、いずれかに偏向し、地域共闘の仲間から「國勞は何をするのか、何をてくれるのか」という疑問も出されている。地域住民や利用者と国鉄労働者の要求の統一についての取り組みが不十分なことから、合理化反対闘争と国鉄の民主的再建闘争がかたなく結びあつてすすめられない。そこには、企業主義が根強く残っている。

國鉄は、第三次特定地方交通線廃止については、一二線三三八・九キロを選定し、八六年四月七日運輸大臣に承認申請を行つた。

「地域との共闘と國勞の職場の闘いが正しく結合されていない面がある。地域共闘依存型か企業内だけの運動型か、いずれかに偏向し、地域共闘の仲間から「國勞は何をするのか、何をてくれるのか」という疑問も出されている。地域住民や利用者と国鉄労働者の要求の統一についての

次により運賃・料金の適正化を図る。取扱状況等を勘案し、

また、第二回臨調の「基本答申」（八二年七月）においても「運賃配慮関との運賃調整」も一つは線区別運賃制の導入を謳つてゐる。さらに、再建監理委員会の「第一次緊急提言」でも同様の考えに基づいて格差運賃の導入を提言していた。線区別・地域別運賃制度の導入は、七九年一二月の「閣議了解」において認められており、この時の国鉄再建計画の重要な特徴の一つであつた。明治以来国鉄は全国一律運賃制を堅持してきたが、それを放棄し全面的な内鉄部補助方式を止めたことになる。

八四年二月に国鉄当局は、運輸大臣に対し地方交通線の割増賃率を含む運賃値上げ申請を行つた。この値上げ申請について、国労は第一四〇回中央委員会の方針で、「現在の運賃は赤字を生む上昇によって部分的に補填しようとするものであり、場当たり的なものである。運賃決定の原理が競争を前提とする市場価格でもなく、徹底した原価主義でもなく、国民生活に基礎をおいた体系でもない」と批判した。そのうえで運賃値上げと格差運賃制度導入に反対する具体的な取り組みを決めた。

国労は二月一四日付で運賃値上げの解明要求を出し、一六日に団体交渉を開いた。国鉄当局はこの席上でおおよそ次のようご回答した。

① 他の公共企業と異なり国鉄は厳しい競争にさらされており、競争力も失われつつある。政府、監理委からも一律運賃の是正を言われており、格差運賃については国民的合意が得られていると考える。

② 私鉄・バス運賃が国鉄運賃により抑制されているとは考えない。

③ 削増運賃で五〇億円の增收を見込んでおり、それなりの収支改善がはかられる。

④ 八四年度は極力経費節減に努め、収入確保についても様々な努力をすることで予算をつくった。政府助成もあるが、それでも賄えない部分を運賃改訂でカバーしたい。運賃改訂で借り入れを抑えられる。

⑤ 今回この改訂が法に違反しているとは考えていない。国鉄再建特別措置法は地方交通線の収入確保に「特に配慮を」と定めてある。

(6) 今回の改訂は三本立てとなるか抑制措置についても監修委の提言あり、私鉄との競合など総合的に勘案して決めたものだ。運賃の個々具体的な矛盾はやむを得ない。

また、運賃値上げは運輸審議会に諮問され、運輸審議会が二月一日に開いた公曉会では、格差運賃が主要な争点となつた。消費者代表の一人は、「地域別運賃制の導入は、公基料金の原則である『公平の原則』を否定する。ローカル線を値上げしても増収分は五〇億円にすぎず、ローカル線の収支の改善をはかるどころか、むしろ客離れを招き収支が悪化する」との反対意見を述べた。

運算術上に反対関係

八四国民春闌の取り組みと同時に、運賃値上げ反対の運動が展開された。国労は三月八日、指令八号を発して、運賃値上げ反対の具体的な取り組みの指示を出した。この指令にもとづき全国各地で運動が展開され、署名は短期間に一〇〇万人を超えた。また二七七の地方議会で決議や意見書の採択がなされた。四月四日、鉄運賃値上げと地方交通線廃止に反対する中央集会が開かれた。

# 一 国労の国鉄再建提言

国鉄研究会の国鉄再建一括

国労は一九八三（昭和五八）年一月に「国鉄研究会」（座長：局梨昌信州大学教授）を書記長の諮問機関として設置した。この研究会の目的と運営方法は、国労との申し合わせ事項では次のようない位置づけられた。

「①この研究会は、国労の要請により、国鉄経営改革に関する『提言』を行うため、各分野の専門研究者を結集して組織する。②研究会の『提言』は、各層の支持を得ることのできる実行可能なもののとなるようの方針を採用する。そのための実行可能な手段の一つとして、国鉄関係諸団体や行政機関などから幅広く鉄労使のみならず、国鉄労働組合の主体的判断と責任にもとづいて取捨選択を委ねる。」

国鉄研究会は、八四年一〇月五日に「国鉄の経営再建に関する提言」を國外に提出した。「提言」は、大きくは『総論』と『提言』とに分かれ、『総論』は国鉄経営再建の対策を「構想するに当つて」用いた分析の理論的フレームと視角を述べており、『提言』は国鉄経営再建試案と題されていて、最も重要な経営形態についても提言のなかで次のよう述べられていて。

「鉄道事業は、『自然独占』の性格が強一、また現在なお競争上、強い地位を保持している事業分野や路線があること考慮するならば、民営の地位を確立するに適した形態は選択肢に入らない。また、鉄道事業は、純粹な『公共財』といえないから、租税を財源とし一般会計と直結する政府直営形態も選択肢には入らない。」経営形態としては「仮に『公社』という名称を継承したとして、新会社として再発足することが必要であるが、それよりも『公團』か『特殊株式会社』かのいずれかに改称して、公社の更正による再建をはかる方が現